

私たちの愛するまち高浜市を未来へつなげていくために

- ◆令和2年度「自治基本条例」検証について
- ◆現状把握と検証における考察ポイントについて



令和2年9月
高 浜 市



1 令和2年度「自治基本条例」検証について

高浜市自治基本条例第24条には「条例の検証・見直し」という項目があり、5年を超えない期間ごとに市民を交えた検証を行うことが定められています。

平成27年度の検証後、今年度が5年目にあたることから、「高浜市自治基本条例検証委員会」を設置し、同条第2項で「検証にあたっては、多様な方法を用いて市民の意見・提案を求めなければなりません」と規定されていることから、市民委員をおいて検証を進め、パブリックコメントや地域での説明を実施します。

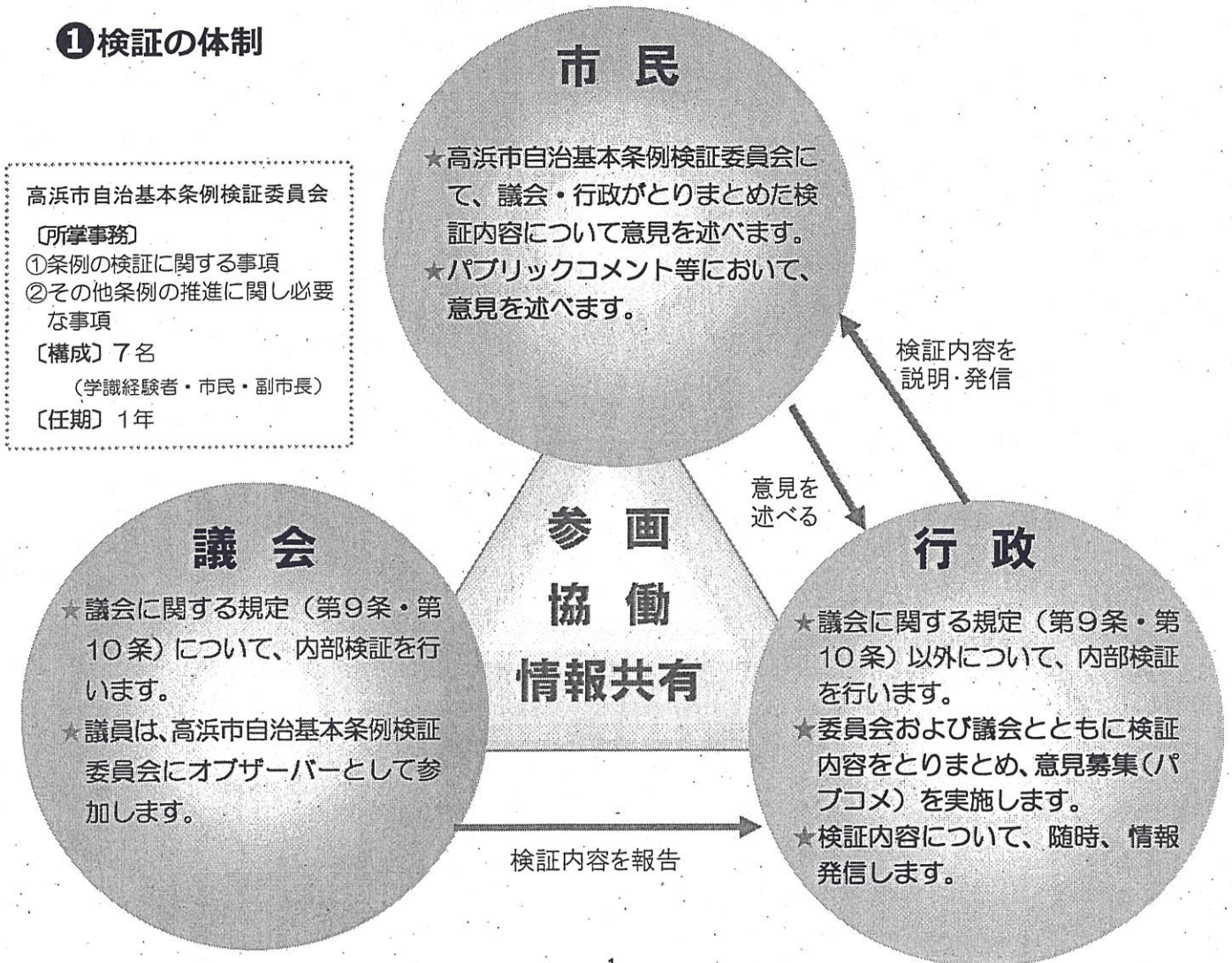
①高浜市自治基本条例検証委員会の設置

市民を交えた検証作業は「高浜市自治基本条例検証委員会」が中心的な役割を果たし、行政がとりまとめた内部検証の内容をもとに、キャッチボールしながら検証報告書を取りまとめます。議会に関する規定（第9条・第10条）に関しては、議会において検証を行い、その内容を「高浜市自治基本条例検証委員会」に報告します。

②市民との情報共有・参加機会の保障

検証作業の進捗状況などを広報やホームページ等で随時発信するほか、中間段階でパブリックコメント（検証内容に対する意見募集）を行うなど、誰もが意見を述べることのできる機会を設けていきます。

①検証の体制



② 検証スケジュール (案)

時期	内容	行政内部の作業等
7月 8月		<ul style="list-style-type: none"> 内部検証 「内部検証報告書」の作成
9月	広報「たかはま」等で市民委員の公募	<ul style="list-style-type: none"> 議会で第9.10条の検証
10月	<p style="text-align: center;">検証委員会 (第1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 委員長・職務代理者の選任 ◆ 高浜市自治基本条例と検証スケジュールについて (事前に書面で) ◆ 内部検証の説明、意見交換 <p>内部検証を基に検証委員会との意見交換</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議会からの検証結果も反映し「検証中間報告書 (案)」作成
11月	<p>検証委員会と議会での検証のまとめ</p> <p style="text-align: center;">検証委員会 (第2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 内部検証と委員意見をまとめた「検証中間報告書」(案)について協議し完成 ◆ 公表と意見募集について 	
12月	意見募集	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施、地域の会合等での説明〔～12月下旬〕 例) まち協サミット、まち協会議、町内会・行政連絡会、市民会議 50へ説明 他
1月		<ul style="list-style-type: none"> パブコメの結果と対応の決定 「検証報告書 (案)」の作成 <p style="text-align: center;">検証委員会 (第3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ パブリックコメント結果 (意見内容と対応) を報告 ◆ 「検証報告書 (案)」について → 検証委員会から市長へ提出
2月	検証結果の公表	※改正する場合3月議会への上程準備
3月		

③ 検証の進め方

検証の資料は以下①～⑤で構成しています。行政による内部検証では、主に、策定当初の狙いを振り返り、条文に不備がないかという視点をもってとりまとめました。

その内容に高浜市自治基本条例検証委員会から意見をいただきながら「検証報告書」としてとりまとめていきます。議会では第9条・第10条を検証していただき、意見を提供していただきます。

【検証資料の項目】

① ● 条について

条文の趣旨を提示する。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

- ・各条文の趣旨を踏まえてこれまでの主な取り組みを整理する。
- ・条例を推進する中から見えてきた成果・課題を整理する。

③ 考察ポイントに関する条文チェック

①・②を踏まえ、以下を考察ポイントとして、条文修正（追加・改正・削除）の必要性についてチェック（検証）する。

【考察ポイント】現在の社会情勢やいまの高浜市の状況に即した内容か
→ 制定当初のねらいを踏まえ、現在の社会状況や、策定当初および前回検証後の高浜市の主な変化に対して不備な点はないか検証する。

④ 内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

①～③を踏まえ、行政としての内部検証の結果を、理由とともに記載する。

～11月

⑤ 高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

内部
検証

市議会において第9条・
第10条を検証
市議会の検証結果と行政
内部検証を合わせて検証
委員会に提出

①～④を踏まえ、条項修正の必要性や今後の推進に向けて
検証委員会の意見をいただく。
意見コメントまでとりまとめ「検証中間報告書（案）」とする。

④パブリックコメント実施と市長への報告

より多くの市民の方からの意見を募集するため「検証中間報告書（案）」によりパブリックコメント（意見募集）を実施します。その結果をもって検証委員会に諮り、最終的な報告書を市長に提出していただきます。

【意見募集】

- ・「検証中間報告書（案）」パブリックコメント
- ・地域での説明

- ・ パブコメ・・・市ホームページや主な公共施設などで閲覧できるようにし、検証内容に対する意見を募集
- ・ その他・・・地域の会合などにおいて中間報告（案）を説明し、パブコメ参加を啓発

例）まち協サミット、まち協会議、町内会・行政連絡会、市民会議 50

【検証結果のまとめ ⇒ 市長へ報告】

- ・パブリックコメントへの対応の内部検討
- ・検証委員会にパブリックコメント結果と内部検討結果の報告
- ・検証委員会としての最終的なとりまとめ
- ・「検証報告書」を市長に提出

2

現状把握と検証における考察ポイントについて

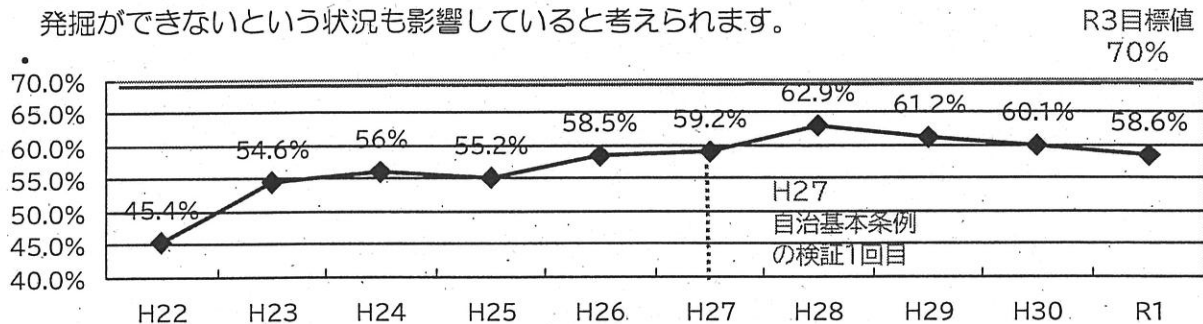
自治基本条例は持続可能な高浜市としていくために、まちづくりの各主体の役割を明記した条例として策定されました。じわじわと浸透して効果を発揮することを期待し、まちづくりの理念のすべてを大きく包含した条文から成り、簡素化した言葉の中に多くのことが含まれています。そのため、条文の確認は「枝葉」ではなく「幹」の部分を踏まえて行うことが必要です。ここでは、現状把握のための参考資料と、条文の見直しのための「考察ポイント」を提示します。

①【現状把握】 市民意識調査より ～数字から見る自治基本条例の推進状況

自治基本条例とまちづくりの両輪として平成 23 年度からスタートした「第 6 次総合計画」の進行管理にあたり、基本計画に掲げた目標の達成度合いや、「みんなで目指すまちづくり指標」の実績値を測定するために、市では「市民意識調査」(無作為抽出した 18 歳以上市民 2,500 人対象)を毎年実施しています。その結果にみる自治基本条例の推進状況の現状は以下の通りです。

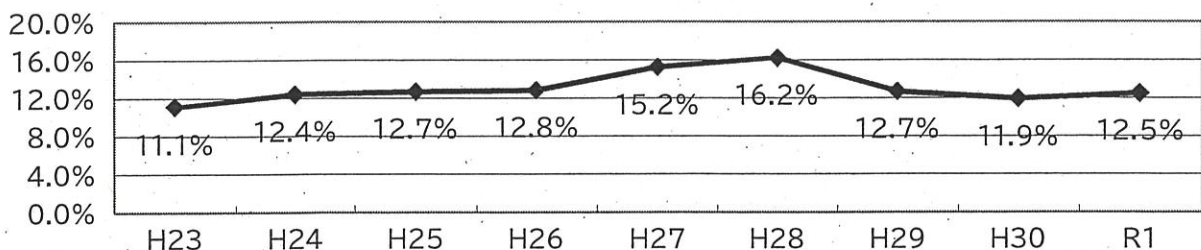
◀「地域活動に参加したことがある人の割合」は減少傾向です▶

- ・第 6 次総合計画の最終目標として令和 3 年度で 70%と設定しており、平成 28 年度までは概ね増加傾向でしたが、以後、減少し続けているという状況です。
- ・まちづくり協議会の活動や活動支援の仕組みも定着してきましたが、なかなか新たな人材の発掘ができないという状況も影響していると考えられます。



◀「自治基本条例を知っている人の割合」は約 1 割強です▶

- ・条例制定から現在に至るまで 1 割強という数値で推移し続けています。
- ・グラフを見ると上記の「地域活動に参加したことがある人の割合」とリンクしています。
- ・「自治基本条例を知っている人」の割合が増え、条例の精神をしっかりとお伝えできれば、「地域活動に参加したことがある人」が増える、ということにつながる考えられます。



◀まとめ▶

自治基本条例制定後 10 年が経過し、定年延長や、情報通信手段の進化により人との関わり方も変化してきました。今一度、第 6 次総合計画に掲げる「高浜市の共同経営者」としての市民を増やしていくためにも、高浜市のまちづくりの基本的な仕組みがどうなっているかを知っていただくことを大切に、様々な機会を通じて、自治基本条例を知っていただく取組みを進める必要があります。

②【令和2年度「自治基本条例検証」における考察ポイント】

自治基本条例第24条で「行政は、この条例の施行から5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います」としています。このことから、当市における前回検証以降着目すべき社会情勢の変化を考察ポイントに設定したいと考えます。

①人口の変化

人口減少が叫ばれる中、高浜市は新型コロナウイルス感染症流行前までは人口微増を続けてきました。平成23年4月の条例スタート時は45,457人、令和2年4月は49,298人で、この10年で3,841人増加しています。国の平均などと比較しても比較的危機的状況ではないと考えられますが、『高浜市人口ビジョン（令和2年3月改訂版）』でも示す通り、総人口の増加率を上回るスピードで老年人口が増加しており、今後10年間は増加し続けると想定されます。

《外国籍の住民が増えています》

平成28年以降、人口増の内訳をみると半数が外国籍の方の増加であり、現在では高浜市の総人口の約8%を占めています。これは愛知県内でも2番目に高い比率です。

- ◇ 高浜市総人口（前回検証）平成27年4月 46,373人 ⇒ 令和2年4月 49,298人
(+2,925人)
- ◇ 外国人人口（前回検証）平成27年4月 2,275人 ⇒ 令和2年4月 3,961人
(+1,686人)

《年齢構成が変化しています》

年齢構成もこの10年間で変化し、年少人口は減少してきているものの、自動車関連企業が集積する西三河地域ということで「働く場」が多く、働き盛りの世代（外国籍の方含む）の転入により、ここ数年では生産年齢人口の構成割合は増加傾向です。

区分	平成23年4月1日	平成27年4月1日	令和2年4月1日
～14歳	7,719人(17.0%)	7,566人(16.3%)	7,564人(15.3%)
15歳～64歳	30,051人(66.1%)	30,114人(65.0%)	32,408人(65.8%)
65歳～	7,687人(16.9%)	8,693人(18.7%)	9,326人(18.9%)

※住民基本台帳より

《1年で約4%の人の入れ替わりがあります》

平成23年～令和元年の各年1年間の転入・転出の状況から、年間平均で2,282人の方が転入し、2,057人が転出していることがわかり、1年間で約4%の住民移動がある状況です。10年間に置き換えると約40%の住民が入れ替わるという状況になっています。

《まとめ》

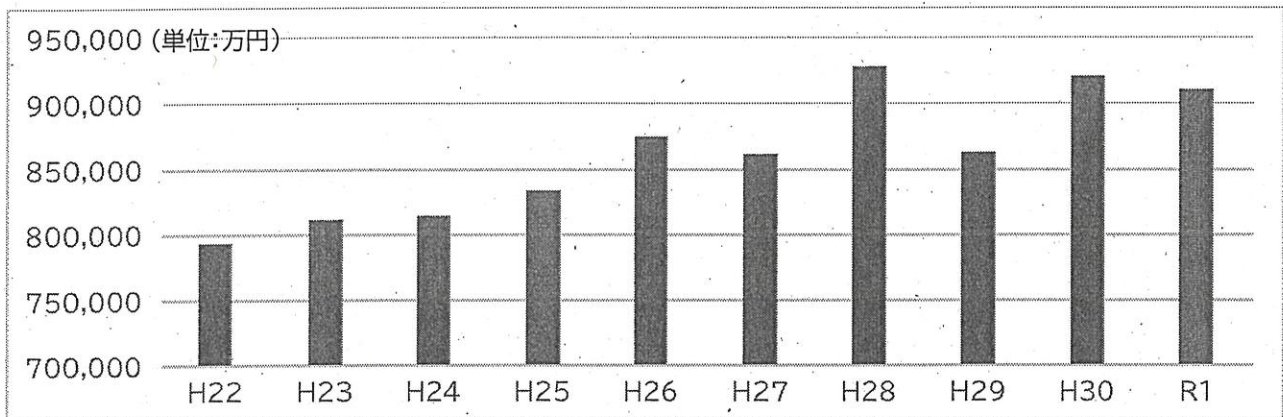
以上から、人口減少と言われる社会情勢下、高浜市では「働き盛りでなかなか地域に目を向ける余裕がない世代の転入が多い」「年間で約4%、10年間では約40%の住民が入れ替わる」という特徴があります。自治基本条例の理念や想いを継承し、現状、そして将来に向け、条例に掲げる各条文の考え方に変更が必要なのか、「人口の変化」という点から考察する必要があります。

②財政力の変化

前回（H27）の検証時は、リーマンショックによる影響からようやく脱し、市税収入や財政調整基金残高が以前の規模に戻ったところでした。しかし、令和元年末からの新型コロナウイルス感染症の流行による影響は甚大で、再び大きな落ち込みは避けられません。

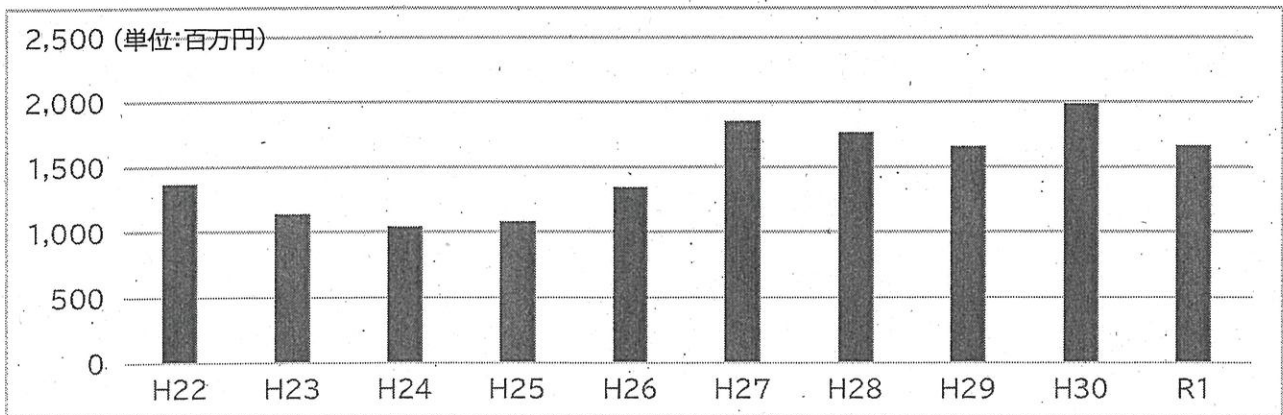
《市の税収は下がる傾向です》

（市税収入）



《市の貯金残高は減る傾向です》

（財政調整基金残高：各年3月末時点）



《まとめ》

多様化する住民ニーズに加え、公共施設の老朽化対策などの財政支出やGIGAスクールのような国策による財政支出、さらには災害に対する備え・対応などの緊急的な財政支出など、財源確保が依然として厳しい状況が続く中、住民サービスの質を低下させることなく行財政運営を続けていくことは非常に難しい状況です。

そのような中で自治基本条例の理念や想いを継承し、現状、そして将来に向け、条例に掲げる各条文の考え方に変更が必要なのか、「財政力の変化」も考慮に入れる必要があります。

③危機管理の重要性

《自然災害が多発しています》

前回（H27）の検証以降、平成28年の熊本地震をはじめ、国内では毎年のように地震・豪雨・河川の氾濫など大規模な自然災害が発生しています。幸い高浜市にはこれまで大きな被害はでていませんが、いつ起こるとも知れず、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行ともあいまって、現在では自治体にとって「危機管理」はかつてないほどに大きな課題となっています。

また、今年度、高浜市では危機管理の最上位計画である「国土強靱化計画」が策定される予定です。

《災害年表》

平成21年	◆国内初の新型インフルエンザ感染者確認 ◆中国・九州北部豪雨
平成22年	◆チリ地震
平成23年	◆三陸沖地震 ◆東日本大震災 ◆新潟・福島豪雨
平成24年	◆九州北部豪雨 ◆三陸沖地震
平成25年	◆台風26号による暴風・豪雨 ◆福島県沖地震
平成26年	◆台風12号・11号による豪雨 ◆長野県神城断層地震
平成27年	◆関東・東北豪雨
平成28年	◆熊本地震 ◆台風第7・11・9・10号による大雨・暴風 ◆茨城県北部地震
平成29年	◆九州北部豪雨
平成30年	◆大阪北部地震 ◆西日本豪雨 ◆台風21号による暴風・高潮等 ◆北海道胆振東部地震
令和元年	◆熊本県熊本地方地震 ◆胆振地方中東部地震
令和2年	新型コロナウイルス感染症

《まとめ》

高浜市が位置する東海地方では東海・東南海トラフ地震の発生も危惧されています。これまでの自然災害や感染症の被害から学んだ教訓を生かし、「自分たちの身は自分で守る」を基本に、自助・共助・公助といったそれぞれの役割をしっかりと果たすことが危機を乗り越える大きな力になると考えており、非常時こそまさに自治基本条例の理念・想いである住民自治の力が発揮される場面です。

そのような中で、自治基本条例の理念や想いを継承し、現状、そして将来に向け、条例に掲げる各条文の考え方に変更が必要なのか、「危機管理」という点からも考察する必要があります。

③【現状把握と考察ポイントのまとめ】

- ・市民意識調査に見る現状から、「自治基本条例を知っている人の割合」を増やすことが「地域活動に参加したことがある人」の割合にも好影響を及ぼすことが予測されます。
- ・「人口の変化」「財政力の変化」「危機管理」がこの5年間の社会情勢の変化と捉え、令和2年度の「条文の見直し」の「考察ポイント」としたいと考えます。

